

令和5年第11回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年11月16日(木) 午後1時27分から午後1時47分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農地利用最適化推進委員 4名

農地利用最適化推進委員 6名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	出席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	欠席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	横山 智	出席
3区	岡田 義隆	欠席
3区	加藤 博	出席
4区	小野 裕康	欠席
5区	中村 雄志	欠席
6区	石田 敏裕	欠席
7区	吉田 栄喜	欠席
7区	渡部 和志	欠席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
6番	荒 勇一郎
7番	後藤 一茂

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	岡田 健一
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

- 報告第 1号 令和5年第11回総会までの主な行事について
- 議案第42号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第43号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について
- 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

会長職務代理 ただいまより令和5年第11回農業委員会総会を開催いたします。

(あいさつ)

会長職務代理 次第3の議事録署名人の指名についてですが、6番 荒勇一郎委員と7番 後藤一茂委員にお願いします。

なお、欠席は、10番 鈴木功 会長、3区の岡田義隆 委員、4区の小野裕康 委員、5区の中村雄志 委員、6区の石田敏裕 委員、7区の吉田栄喜 委員、渡部和志 委員であります。

会長職務代理 それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号令和5年第11回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 1ページをご覧ください。報告第1号令和5年第11回総会までの主な行事について、ご報告いたします。

10月20日、農業保険事業推進協議会、南相馬市において、事務局長が出席しております。

10月27日、農業者年金業務後期研修会、福島市において、常陸係長が出席しております。

11月8日、農業委員会視察研修会、石巻市、東松島市のほうに農業委員9名、推進委員9名、事務局で出席いたしました。

11月9日、福島県下農業委員会大会、福島市において、農業委員9名、推進委員8名、事務局で出席しております。

11月10日、農地法申請等の現地調査といたしまして、町内において、菅野委員、阿部謙一委員、横山委員、岡田委員、事務局で実施しております。以上です。

会長職務代理 ただいま局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長職務代理 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会長職務代理 続きまして、議案第42号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第42号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から

2番をご説明いたします。議案は2ページになります。

1番について、賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は、議案に記載のとおりであります。これにつきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人変更のため、令和5年10月31日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。なお、議案第43号の2番に新たな賃借人への利用権設定が上程されております。

2番について、賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は、議案に記載のとおりであります。これにつきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人変更のため、令和5年10月31日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。なお、議案第43号の9番に新たな賃借人への利用権設定が上程されております。

説明は、以上でございます。

会長職務代理 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長職務代理 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長職務代理 異議なしと認め、議案第42号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を原案どおり承認いたします。

会長職務代理 議案第43号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から7番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第43号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、1番から7番をご説明いたします。議案は3ページから4ページになります。

これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（旧基盤法 第18条第1項）の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

1番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アール当たり米30kg円で貸し付ける計画であります。

2番から3番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりで

あります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は2番、3番ともに10アール当たり5,000円で貸し付ける計画であります。

4番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アール当たり米30kg円で貸し付ける計画であります。

4ページをご覧ください。5番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は2万円で貸し付ける計画であります。

6番から7番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は6番、7番ともに10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

説明は以上でございます。

会長職務代理 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長職務代理 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長職務代理 異議なしと認め、議案第43号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について、利用権設定の1番から7番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会長職務代理 議案第43号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について、利用権設定の8番から9番は、川上敦史 委員の案件であるため、川上委員につきましては農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議が終了するまで退席をお願いします。

[川上敦史 委員 退席]

会長職務代理 議案第43号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について、利用権設定の8番から9番を事務局より説明を求めます。

事務局 4ページをご覧ください。8番から9番については、賃借人が同じである

ため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は8番は2筆で3万円、9番は2筆で1万円で貸し付ける計画であります。

以上でございます。

会長職務代理 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長職務代理 質問もないようですので、議案第43号の利用権設定の8番から9番を原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長職務代理 異議なしと認め、議案第43号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の8番から9番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会長職務代理 川上敦史 委員に関する案件の審議が終わりましたので、席へ戻ってください。

[川上敦史 委員 着席]

会長職務代理 議案第43号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の10番から12番は、荒 勇一郎 委員の案件であるため、荒委員につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議が終了するまで退席をお願いします。

[荒 勇一郎 委員 退席]

会長職務代理 議案第43号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の10番から12番を事務局より説明を求めます。

事務局 5ページをご覧ください。10番から12番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもの

で、賃借料は10番、11番、12番ともに10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

説明は、以上でございます。

会長職務代理 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長職務代理 質問もないようですので、議案第43号の利用権設定の10番から12番を原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長職務代理 異議なしと認め、議案第43号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について、利用権設定の10番から12番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会長職務代理 荒 勇一郎 委員に関する案件の審議が終わりましたので、席へ戻ってください。

[荒 勇一郎 委員 着席]

会長職務代理 議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番をご説明いたします。議案は6ページになります。

1番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する農地に蕎麦を栽培する計画であります。

2番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する農地にこれまで通り野菜を栽培する計画であります。なお、2番につきましては議案第45号の転用箇所の関係で3条許可申請するものとなっております。

説明は、以上でございます。

会長職務代理 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長職務代理 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長職務代理 異議なしと認め、議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

会長職務代理 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を説明いたします。議案の7ページと資料1ページから3ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は資材置場であり、権利の移動は売買による所有権の移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、上水道と下水道が埋設されている幅員4m以上の道路に接しており、さらに半径500m以内に医療施設もしくは教育施設が2つ以上、具体的には福田小学校と福田保育所があることから第3種農地と判断されます。よって、許可の条件は満たしていると考えております。
以上でございます。

会長職務代理 この件に関しましては、11月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

菅野委員 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、11月10日に 阿部謙一 委員、横山 智 委員、岡田義隆 委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明いたします。議案7ページと、資料の1ページから3ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページの記載のとおりで、平たんな土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会長職務代理 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会長職務代理 それでは、議案第45号の1番について、質疑にはいります。何かご質問、ご意見のある方はお受けいたします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長職務代理 ないようですので、原案どおり承認することに、異議ありませんか

[「異議なし」 の声あり]

会長職務代理 異議なしと認め、議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ送付いたします。

会長職務代理 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和5年第11回農業委員会総会を閉会いたします。